

佐鳥電機株式会社 社外役員の独立性に関する判断基準

I. 当社は、社外取締役またはその候補者が次の各号のいずれにも該当しない場合は、独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社および当社関係会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者¹である者、または最近10年間において業務執行者であったことがある者。
- ② 当社グループを主要な取引先とする者²、または当該取引先が法人である場合には当該法人またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者である者。
- ③ 当社の主要な取引先³、または当該取引先が法人である場合には当該法人またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者である者。
- ④ 当社の大株主（当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）、または当該大株主が法人である場合には当該法人またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者である者。
- ⑤ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者である者。
- ⑥ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者、または当該大口債権者が金融機関等の法人である場合には当該法人またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者である者。
- ⑦ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属している者。
- ⑧ 当社グループから、役員報酬以外に、多額⁴の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタント等の個人。
- ⑨ 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属している者。
- ⑩ 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者、またはこれらの者が法人、組合等の団体である場合には当該法人、組合等の団体の業務執行者である者。
- ⑪ 当社グループから取締役を受け入れている会社、またはその親会社もしくは重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者。
- ⑫ 上記②～⑪に最近3年間において該当していた者。
- ⑬ 上記①～⑪に該当する者（ただし、使用人である者については重要な者⁵に限る。）の配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族である者。

II. 上記②、③、⑧、⑨のいずれかに該当する者（これらに該当する場合において⑫または⑬に該当する者を含む）であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員またはその候補者とすることができる。

¹ 「業務執行者」とは、法人、組合等の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務執行社員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいう。

² 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近3事業年度のいずれかにおいて、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けていた者をいう。

³ 「当社の主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社に対し行っていた者をいう。

⁴ 「多額」とは、金銭その他の財産上の利益の場合は、直近3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の連結総売上高の2%以上の金額をいう。寄付または助成の場合は、直近3事業年度の平均で、年間1,000万円または受領者の平均年間総費用の30%のいずれか大きい金額以上をいう。

⁵ 「重要な者」とは、執行役員、事業部長または本部長相当以上の上級管理職にある者、上記I-⑦については当社グループの監査業務を担当している社員およびその他の従業者をいう。

制定：2016年2月16日

改定：2020年8月20日